

○山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則
平成18年9月29日規則第60号

改正

平成19年4月1日規則第36号
平成20年7月10日規則第40号
平成21年8月26日規則第43号
平成24年4月1日規則第25号
平成25年4月1日規則第42号
平成26年3月25日規則第11号
平成26年4月1日規則第28号
平成26年9月30日規則第35号

山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則
題名改正〔平成25年規則42号〕

山形市障害者自立支援法の施行に関する規則（平成18年市規則第41号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 山形市障害支援区分判定審査会（第3条・第4条）
- 第3章 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給（第5条—第18条）
- 第4章 計画相談支援給付費の支給（第19条・第20条）
- 第5章 指定特定相談支援事業者の指定等（第20条の2—第21条の3）
- 第6章 育成医療及び更生医療に係る自立支援医療費の支給（第22条—第29条）
- 第7章 補装具費の支給（第30条—第32条）
- 第8章 高額障害福祉サービス等給付費の支給（第32条の2）
- 第9章 地域生活支援事業（第33条—第42条）
- 第10章 雑則（第43条—第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）及び山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例（平成18年市条例第28号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成25年規則42号〕

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 山形市障害支援区分判定審査会

全部改正〔平成25年規則42号〕

（合議体）

第3条 条例第2条第1項に規定する山形市障害支援区分判定審査会（以下この章において「審査会」という。）に設置する合議体（政令第8条第1項に規定する合議体をいう。以下同じ。）を構成する委員の定数は、4人とする。

2 合議体の会議（次項において「会議」という。）は、審査会の会長が招集する。

3 合議体の長は、それぞれ会議の議長となる。

4 合議体の長に事故があるとき、又は合議体の長が欠けたときは、当該合議体を構成する委員のうちからあらかじめ当該合議体の長が指名する者がその職務を代理する。

一部改正〔平成25年規則42号〕

(庶務)

第4条 審査会及び合議体の庶務は、福祉推進部障がい福祉課において処理する。

一部改正〔平成24年規則25号・25年42号〕

第3章 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

一部改正〔平成24年規則25号〕

(支給決定等の申請)

第5条 省令第7条第1項の規定による介護給付費又は訓練等給付費に係る支給決定の申請、省令第34条の3第1項の規定による特定障害者特別給付費の支給の申請及び省令第34条の31第1項の規定による地域相談支援給付費決定の申請は、介護給付費・訓練等給付費・特定障がい者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 世帯状況・収入等申告書

(2) その他山形市福祉事務所長(以下「所長」という。)が必要と認める書類

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕

(支給決定の通知等)

第6条 所長は、前条第1項の申請について介護給付費若しくは訓練等給付費に係る支給決定を行ったとき、特定障害者特別給付費の支給を決定したとき、又は地域相談支援給付費決定を行ったときは、当該申請を行った者に対し、介護給付費・訓練等給付費・特定障がい者特別給付費・地域相談支援給付費支給決定通知書により通知するとともに、障がい福祉サービス受給者証(療養介護に係る介護給付費の支給決定を受けた者については、障がい福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証)又は地域相談支援受給者証を交付しなければならない。

2 所長は、前条第1項の申請について介護給付費若しくは訓練等給付費に係る支給決定、特定障害者特別給付費の支給又は地域相談支援給付費決定を行わないこととしたときは、当該申請を行った者に対し、介護給付費・訓練等給付費・特定障がい者特別給付費・地域相談支援給付費却下決定通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕

(障害支援区分の認定の通知)

第7条 政令第10条第3項の規定による障害支援区分の認定の通知は、障がい支援区分認定通知書により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・26年11号〕

(支給決定の変更等の申請)

第8条 省令第17条の規定による介護給付費又は訓練等給付費に係る支給決定の変更の申請、特定障害者特別給付費の額の変更の申請及び省令第34条の44の規定による地域相談支援給付費決定の変更の申請は、介護給付費・訓練等給付費・特定障がい者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更申請書により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕

(支給決定の変更の通知等)

第9条 所長は、前条の申請について介護給付費若しくは訓練等給付費に係る支給決定の変更の決定を行ったとき、特定障害者特別給付費の額の変更を決定したとき、又は地域相談支援給付費決定の変更の決定を行ったときは、当該申請を行った者に対し、介護給付費・訓練等給付費・特定障がい者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更決定通知書により通知するとともに、障がい福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証を交付するものとする。

2 所長は、前条の申請について支給決定の変更の決定、特定障害者特別給付費の額の変更又は地域相談支援給付費決定の変更の決定を行わないこととしたときは、当該申請を行った者に対し、介護給付費・訓練等給付費・特定障がい者特別給付費・地域相談支援給付費支給不変更決定通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕

(障害支援区分の変更の認定の通知)

第10条 政令第13条において準用する政令第10条第3項の規定による障害支援区分の変更の認定の通知は、障がい支援区分変更認定通知書により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・26年11号〕

(支給決定等の取消しの通知)

第11条 省令第20条第1項の規定による介護給付費又は訓練等給付費に係る支給決定の取消しの通知、省令第34条の6第2項の規定による特定障害者特別給付費の支給の取消しの通知及び省令第34条の49第1項の規定による地域相談支援給付費決定の取消しの通知は、介護給付費・訓練等給付費・特定障がい者特別給付費・地域相談支援給付費支給決定取消通知書により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕

(特例介護給付費等の支給の申請等)

第12条 省令第31条第1項の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の申請、省令第34条の4第1項の規定による特例特定障害者特別給付費の支給の申請及び省令第34条の53第1項の規定による特例地域相談支援給付費の支給の申請は、特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障がい者特別給付費・特例地域相談支援給付費支給申請書により行うものとする。

2 所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給付費又は特例地域相談支援給付費の支給の要否を決定のうえ、当該申請を行った者に対し、当該決定の結果を特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障がい者特別給付費・特例地域相談支援給付費支給(不支給)決定通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕

(特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額)

第13条 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ法第30条第3項の政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。

(1) 指定障害福祉サービス等 法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)

(2) 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)

全部改正〔平成24年規則25号〕

(特例地域相談支援給付費の額)

第13条の2 特例地域相談支援給付費の額は、法第51条の14第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)とする。

追加〔平成24年規則25号〕

(基準該当障害福祉サービス事業者の登録)

第14条 基準該当障害福祉サービスを行おうとする事業者は、あらかじめ市に登録しなければならない。

2 前項の規定による登録に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(申請内容の変更の届出)

第15条 省令第22条第1項の規定による支給決定障害者等に係る申請内容の変更の届出及び省令第34条の48第1項の規定による地域相談支援給付費決定障害者に係る申請内容の変更の届出は、他の市町村の区域への居住地の変更にあつては転出届により、その他の変更にあつては申請内容変更届出書により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕

(障がい支援区分認定証明書の交付)

第16条 所長は、前条の規定による転出届の提出があったときは、当該届出をした者に対し、障害支

援区分の認定を受けた者であることを証する障がい支援区分認定証明書を交付するものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・26年11号〕

(受給者証の再交付の申請)

第17条 省令第23条第1項の規定による障がい福祉サービス受給者証の再交付の申請及び療養介護医療受給者証の再交付の申請並びに省令第34条の50第1項の規定による地域相談支援受給者証の再交付の申請は、受給者証再交付申請書により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕

(介護給付費等の額の特例を受けるための申請等)

第18条 法第31条の規定による介護給付費等の額の特例（以下この条において「給付額の特例」という。）の適用を受けようとする者は、介護給付費等利用者負担額減額・免除申請書により所長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 障がい福祉サービス受給者証
- (2) その他所長が必要と認める書類等

3 所長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付額の特例の適用の要否を決定のうえ、当該申請を行った者に対し、当該決定の結果を介護給付費等利用者負担額変更（不変更）決定通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕

第4章 計画相談支援給付費の支給

全部改正〔平成24年規則25号〕

(支給の申請等)

第19条 省令第34条の54第1項の規定による計画相談支援給付費の支給の申請は、計画相談支援給付費・児童相談支援給付費支給申請書により行うものとする。

2 所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、計画相談支援給付費の支給の要否を決定のうえ、当該申請を行った者に対し、当該決定の結果を計画相談支援給付費・児童相談支援給付費支給（却下）決定通知書により通知するものとする。

全部改正〔平成24年規則25号〕

(支給の取消しの通知)

第20条 省令第34条の55第2項の規定による計画相談支援給付費の支給の取消しの通知は、計画相談支援給付費・児童相談支援給付費支給取消通知書により行うものとする。

全部改正〔平成24年規則25号〕

第5章 指定特定相談支援事業者の指定等

全部改正〔平成24年規則25号〕、一部改正〔平成25年規則42号〕

(指定の申請等)

第20条の2 省令第34条の59第1項の規定による指定特定相談支援事業者の指定の申請は、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定申請書により行うものとする。

2 所長は、前項の申請について指定特定相談支援事業者の指定を行うこととしたときは、当該申請を行った者に対し、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定通知書により通知するものとする。

全部改正〔平成24年規則25号〕

(指定の更新の申請等)

第20条の3 省令第34条の59第3項の規定による指定特定相談支援事業者の指定の更新の申請は、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定更新申請書により行うものとする。

2 所長は、前項の申請について指定特定相談支援事業者の指定の更新を行うこととしたときは、当該申請を行った者に対し、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定更新通知書により通知するものとする。

全部改正〔平成24年規則25号〕

(指定に係る内容の変更の届出)

第20条の4 省令第34条の60第1項の規定による指定特定相談支援事業者の指定に係る内容の変更の届出は、変更届出書により行うものとする。

全部改正〔平成24年規則25号〕

(廃止、休止又は再開の届出)

第20条の5 省令第34条の60第2項及び第3項の規定による指定計画相談支援の事業の廃止、休止又は再開の届出は、廃止・休止・再開届出書により行うものとする。

全部改正〔平成24年規則25号〕

(指定等に係る公示の内容)

第21条 所長は、法第51条の30第2項の規定による公示をするときは、次に掲げる内容について行うものとする。

- (1) 法第51条の30第2項第1号から第3号までに掲げる事由（以下「指定等」という。）に係る指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 事業の主たる対象者
- (5) 事業所番号

全部改正〔平成24年規則25号〕

(業務管理体制の届出)

第21条の2 省令第34条の62第1項の規定による指定特定相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する事項の届出及び同条第3項の規定による法第51条の31第2項各号に掲げる区分の変更の届出は、業務管理体制の整備に関する届出書により行うものとする。

追加〔平成25年規則42号〕

(届出事項の変更の届出)

第21条の3 省令第34条の62第2項の規定による指定特定相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出は、変更届出書により行うものとする。

追加〔平成25年規則42号〕

第6章 育成医療及び更生医療に係る自立支援医療費の支給

一部改正〔平成25年規則42号〕

(支給認定の申請等)

第22条 省令第35条第1項の規定による育成医療及び更生医療に係る支給認定の申請は、育成医療に係るものにあつては自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書により、更生医療に係るものにあつては自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる自立支援医療の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 育成医療 次に掲げる書類
 - ア 世帯・収入状況等申告書（育成医療）
 - イ 指定自立支援医療機関（法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。）が発行する育成医療意見書
 - ウ その他所長が必要と認める書類
- (2) 更生医療 次に掲げる書類
 - ア 世帯・収入状況等申告書（更生医療）
 - イ 指定自立支援医療機関が発行する更生医療意見書及び医療費及び移送費に係る概算額算出明細書
 - ウ その他所長が必要と認める書類

3 所長は、更生医療に係る支給認定にあつては、必要に応じ、身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第6項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下「更生相談所」という。）に対し、同法第10条第1項第2号ハに規定する判定を求め、又は法第74条第1項の規定により当該支給認定の要否等について意見を聴くものとする。

4 所長は、第1項の申請について支給認定をしたときは、当該申請を行った者に対し、育成医療の場合にあつては自立支援医療費（育成医療）支給認定通知書により、更生医療の場合にあつては自立支援医療費（更生医療）支給認定通知書により通知するとともに、育成医療の場合にあつては自立支援医療受給者証（育成医療）（政令第35条に規定する指定自立支援医療に係る負担上限月額

対象となる者については、自立支援医療受給者証（育成医療）及び自己負担上限額管理票）を、更生医療の場合にあつては自立支援医療受給者証（更生医療）（政令第35条に規定する指定自立支援医療に係る負担上限月額の対象となる者については、自立支援医療受給者証（更生医療）及び自己負担上限額管理票）を交付するものとする。

5 所長は、第1項の申請について自立支援医療費を支給しない旨の認定をしたときは、当該申請を行った者に対し、育成医療の場合にあつては自立支援医療費（育成医療）不支給認定通知書により、更生医療の場合にあつては自立支援医療費（更生医療）不支給認定通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号・25年42号〕

（再認定）

第23条 前条の規定は、育成医療及び更生医療に係る支給認定の有効期間が満了した場合における再度の支給認定について準用する。

一部改正〔平成25年規則42号〕

（支給認定の変更の申請等）

第24条 省令第45条第1項の規定による育成医療及び更生医療に係る支給認定の変更の申請は、育成医療に係るものにあつては自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書により、更生医療に係るものにあつては自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる自立支援医療の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

（1）育成医療 次に掲げる書類

ア 自立支援医療受給者証（育成医療）

イ 省令第44条第1号又は第3号に掲げる事項の変更にあつては、当該変更の必要性を詳細に記載した、指定自立支援医療機関が発行する育成医療意見書

ウ 省令第44条第2号に掲げる事項の変更にあつては、当該変更の生じた理由を証する書類

（2）更生医療 次に掲げる書類

ア 自立支援医療受給者証（更生医療）

イ 省令第44条第1号又は第3号に掲げる事項の変更にあつては、当該変更の必要性を詳細に記載した、指定自立支援医療機関が発行する更生医療意見書及び医療費及び移送費に係る概算額算出明細書

ウ 省令第44条第2号に掲げる事項の変更にあつては、当該変更の生じた理由を証する書類

3 第22条第3項の規定は、更生医療に係る支給認定の変更（省令第44条第3号に掲げる事項の変更に限る。）の認定について準用する。

一部改正〔平成24年規則25号・25年42号〕

（支給認定の変更の通知等）

第25条 所長は、前条第1項の申請について支給認定の変更の認定を行ったときは、当該申請を行った者に対し、育成医療の場合にあつては自立支援医療受給者証（育成医療）を、更生医療の場合にあつては自立支援医療受給者証（更生医療）を交付するものとする。

2 所長は、前条第1項の申請について支給認定の変更を行わない旨の認定をしたときは、当該申請を行った者に対し、育成医療の場合にあつては自立支援医療費（育成医療）不変更認定通知書により、更生医療の場合にあつては自立支援医療費（更生医療）不変更認定通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号・25年42号〕

（支給認定の取消しの通知）

第26条 省令第49条第1項の規定による育成医療及び更生医療に係る支給認定の取消しの通知は、育成医療に係るものにあつては自立支援医療費（育成医療）支給認定取消通知書により、更生医療に係るものにあつては自立支援医療費（更生医療）支給認定取消通知書により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・25年42号〕

（自立支援医療受給者証の返還）

第27条 育成医療及び更生医療に係る支給認定を受けた者又はその家族は、当該支給認定を受けた者が死亡したとき、又は育成医療若しくは更生医療を受けることを中止したときは、速やかに自立支

援医療受給者証（育成医療）又は自立支援医療受給者証（更生医療）を所長に返還するものとする。

一部改正〔平成24年規則25号・25年42号〕

（申請内容の変更の届出）

第28条 省令第47条第1項の規定による申請内容の変更の届出は、育成医療に係るものにあつては自立支援医療受給者証（育成医療）等記載事項変更届出書により、更生医療に係るものにあつては自立支援医療受給者証（更生医療）等記載事項変更届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 自立支援医療受給者証（育成医療）又は自立支援医療受給者証（更生医療）

（2） 当該変更の生じたことを証する書類

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号・25年42号〕

（自立支援医療受給者証の再交付の申請）

第29条 省令第48条第1項の規定による自立支援医療受給者証の再交付の申請は、育成医療に係るものにあつては自立支援医療受給者証（育成医療）再交付申請書により、更生医療に係るものにあつては自立支援医療受給者証（更生医療）再交付申請書により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号・25年42号〕

第7章 補装具費の支給

（支給の申請等）

第30条 省令第65条の7第1項の規定による補装具費の支給の申請は、補装具費（購入・修理）支給申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 世帯状況・収入等申告書

（2） 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要する費用に係る見積書

（3） 当該申請に係る補装具が医学的判定を要するものである場合にあっては、指定自立支援医療機関又は保健所の担当医師が作成する補装具費支給意見書

（4） その他所長が必要と認める書類

3 所長は、補装具費の支給にあつては、必要に応じ、更生相談所に対し身体障害者福祉法第10条第1項第2号ハ及びビニに規定する判定等を求め、又は法第76条第3項の規定により更生相談所、指定自立支援医療機関若しくは保健所に対し当該支給の要否等について意見を聴くものとする。

4 所長は、第1項の申請について支給を行うこととしたときは、当該申請を行った者に対し、補装具費支給決定通知書により通知するとともに、補装具費支給券を交付するものとする。

5 所長は、第1項の申請について支給を行わないこととしたときは、当該申請を行った者に対し、補装具費不支給決定通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕

（補装具費の代理受領）

第31条 補装具費の支給の決定を受けた者（以下この条において「支給対象障がい者等」という。）が第3項に規定する登録を受けた事業者から補装具を購入し、又は補装具の修理を受けたときは、所長は、当該支給対象障がい者等から当該事業者への委任に基づき、当該支給対象障がい者等が当該事業者を支払うべき当該購入又は修理に要した費用について、補装具費として当該支給対象障がい者等に支給すべき額の限度において、当該支給対象障がい者等に代わり、当該事業者を支払うことができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該支給対象障がい者等に対し補装具費の支給があつたものとみなす。

3 第1項の規定による補装具費の支払を受けようとする事業者は、あらかじめ市に登録しなければならない。

一部改正〔平成19年規則36号〕

（委任）

第32条 前2条に定めるもののほか、前条第3項の規定による登録その他補装具費の支給に関し必要な事項は、所長が別に定める。

第8章 高額障害福祉サービス等給付費の支給

追加〔平成24年規則25号〕

(支給の申請等)

第32条の2 省令第65条の9の2第1項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請は、高額障がい福祉サービス等給付費支給申請書により行うものとする。

2 所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、高額障害福祉サービス等給付費の支給の要否を決定のうえ、当該申請を行った者に対し、当該決定の結果を高額障がい福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書により通知するものとする。

追加〔平成24年規則25号〕

第9章 地域生活支援事業

一部改正〔平成24年規則25号〕

(事業の種類)

第33条 所長は、法第77条第1項に規定する地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 自発的活動支援事業
- (2) 相談支援事業
- (3) 成年後見制度利用支援事業
- (4) 意思疎通支援事業
- (5) 日常生活用具給付等事業
- (6) 手話奉仕員養成研修事業
- (7) 移動支援事業
- (8) 地域活動支援センター及び同センター機能強化事業
- (9) 理解促進研修・啓発事業

2 所長は、法第77条第3項に規定する地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 日常生活支援事業
 - ア 福祉ホーム事業
 - イ 訪問入浴サービス事業
 - ウ 身体障がい者自立支援訓練事業
 - エ 生活訓練等事業
 - オ 生活介護事業
 - カ 身体障がい者福祉センター事業
 - キ 日中短期入所事業
 - ク タイムケア事業
 - ケ 巡回支援専門員整備事業
- (2) 社会参加支援事業
 - ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
 - イ 自動車運転免許取得・改造助成事業
 - ウ タクシー利用運賃及び自家用自動車給油費助成事業
- (3) 権利擁護支援事業
 - ア 障がい者虐待防止対策支援事業
 - イ 障がい者成年後見制度利用促進事業

3 前2項に規定する事業の内容その他事業の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号・25年42号・26年28号〕

(支援事業対象者)

第34条 地域生活支援事業の対象となる者（以下「支援事業対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者のうち、地域生活支援事業の種類に応じそれぞれ所長が別に定める要件を満たす者とする。

- (1) 法第4条第1項に規定する障害者であって、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 市内に居住地（居住地を有しないか、又は居住地が明らかでない者にあつては、所在地。以下この条において同じ。）を有する者
 - イ 法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であつて、同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への

入所前に有した居住地)が市内であるもの

ウ 福祉ホームに入居している者であって、当該福祉ホームへの入居前に有した居住地(継続して2以上の福祉ホームに入居している者については、最初に入居した福祉ホームへの入居前に有した居住地)が市内であるもの

(2) 法第4条第2項に規定する障害児であって次のいずれかに該当するもの又はその保護者であること。

ア その保護者が市内に居住地を有する者

イ 前号イ又はウに規定するもの

一部改正〔平成25年規則42号〕

(地域生活支援給付費)

第35条 所長は、第37条第1項に規定する支援給付支給決定を受けた支援事業対象者(以下「支援給付支給決定障がい者等」という。)が、次条第1項の規定による登録を受けた事業者(第4項において「地域生活支援事業者」という。)から第33条第1項及び第2項に規定する地域生活支援事業のうち移動支援事業、訪問入浴サービス事業、身体障がい者自立支援訓練事業、生活訓練等事業、生活介護事業、日中短期入所事業及びタイムケア事業(以下これらを総称して「地域生活支援給付事業」という。)に係るサービス(以下「支援給付対象サービス」という。)を受けたときは、当該支援給付支給決定障がい者等(当該支援給付支給決定障がい者等が障害児であるときは、その保護者)に対し、当該支援給付対象サービスに要した費用について、地域生活支援給付費を支給する。

2 地域生活支援給付費の額は、支援給付対象サービスの種類ごとに、支援給付対象サービスに通常要する費用につき所長が別に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支援給付対象サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に支援給付対象サービスに要した費用の額。次項において「費用基準額」という。)の100分の90(移動支援事業、生活訓練等事業及び生活介護事業(それぞれ所長が別に定めるものに限る。))並びに日中短期入所事業及びタイムケア事業(それぞれ所長が別に定める施設で行われるものに限る。))に係る支援給付対象サービスにあっては、100分の100)に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1号及び第2号に掲げる者に係る地域生活支援給付費の額は、費用基準額の100分の100に相当する額とし、第3号及び第4号に掲げる者で所長が別に定めるものに係る地域生活支援給付費の額は費用基準額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において所長が別に定める額とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下この号において「25年改正法」という。))附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付若しくは25年改正法附則第2条第3項に基づく支援給付を含む。)を受けている者

(3) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(4) 中国残留邦人等支援給付を必要とする状態にある者

4 支援給付支給決定障がい者等が地域生活支援事業者から支援給付対象サービスを受けたときは、所長は、当該支援給付支給決定障がい者等が当該地域生活支援事業者に支払うべき当該支援給付対象サービスに要した費用について、地域生活支援給付費として当該支援給付支給決定障がい者等に支給すべき額の限度において、当該支援給付支給決定障がい者等に代わり、当該地域生活支援事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、支援給付支給決定障がい者等に対し地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

一部改正〔平成19年規則36号・20年40号・25年42号・26年28号・35号〕

(地域生活支援事業者の登録)

- 第36条 地域生活支援給付事業を行おうとする事業者は、あらかじめ市に登録しなければならない。
- 2 前項の規定による登録に関し必要な事項は、所長が別に定める。
(地域生活支援給付費の支給の申請等)
- 第37条 地域生活支援給付費の支給を受けようとする者は、地域生活支援給付費を支給する旨の決定(以下「支援給付支給決定」という。)を受けなければならない。
- 2 支援給付支給決定を受けようとする者は、地域生活支援給付費支給申請書を所長に提出しなければならない。
- 3 所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、地域生活支援給付費の支給の要否の決定を行うものとする。この場合において、所長は、支援給付支給決定を行う場合には、支援給付対象サービスの種類ごとに月を単位として地域生活支援給付費を支給する支援給付対象サービスの量を定めるものとする。
- 4 所長は、第2項の規定による申請について支援給付支給決定を行ったときは、当該申請を行った者に対し、地域生活支援給付費支給決定通知書により通知するとともに、地域生活支援受給者証を交付するものとする。
- 5 所長は、第2項の規定による申請について支援給付支給決定を行わないこととしたときは、当該申請を行った者に対し、地域生活支援給付費不支給決定通知書により通知するものとする。
一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕
(支援給付支給決定の有効期間)
- 第38条 支援給付支給決定は、所長が別に定める期間内に限り、その効力を有する。
(支援給付支給決定の変更)
- 第39条 支援給付支給決定障がい者等は、現に受けている支援給付支給決定に係る支援給付対象サービスの量を変更する必要があるときは、地域生活支援給付費支給変更申請書により、支援給付支給決定の変更の申請をすることができる。
- 2 所長は、前項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、支援給付支給決定の変更の決定を行うことができる。
- 3 所長は、第1項の申請について支援給付支給決定の変更の決定を行ったときは、当該申請を行った者に対し、地域生活支援給付費支給変更決定通知書により通知するとともに、地域生活支援受給者証を交付するものとする。
- 4 所長は、第1項の申請について支援給付支給決定の変更の決定を行わないこととしたときは、当該申請を行った者に対し、地域生活支援給付費支給不変更決定通知書により通知するものとする。
一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕
(支援給付支給決定の取消し)
- 第40条 所長は、支援給付支給決定障がい者等が次の各号のいずれかに該当するときは、支援給付支給決定を取り消すことができる。
- (1) 支援給付対象サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 第34条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援給付対象サービスの利用者として適当でないと認められるとき。
- 2 所長は、前項の規定による支援給付支給決定の取消しを行ったときは、当該支援給付支給決定障がい者等に対し、地域生活支援給付費支給決定取消通知書により通知するものとする。
一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕
(申請内容の変更の届出)
- 第41条 支援給付支給決定障がい者等は、第38条に規定する支援給付支給決定の有効期間内において、氏名、居住地等を変更したときは、地域生活支援給付費支給申請内容変更届出書に地域生活支援受給者証を添えて、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。
一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕
(地域生活支援受給者証の再交付)
- 第42条 支援給付支給決定障がい者等は、第38条に規定する支援給付支給決定の有効期間内において、地域生活支援受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、地域生活支援受給者証再交付申請書を所長に提出し、地域生活支援受給者証の再交付を受けなければならない。

一部改正〔平成19年規則36号・24年25号〕

第10章 雑則

一部改正〔平成24年規則25号〕

(備付帳簿)

第43条 所長は、次に掲げる帳簿を調製し、備え置かなければならない。

- (1) 介護給付費等支給決定者台帳
- (2) 自立支援医療費支給認定者台帳
- (3) 補装具費支給決定簿
- (4) 地域生活支援給付費支給決定者台帳

2 所長は、前項の帳簿を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）をもって調製することができる。

(申請書等の様式)

第44条 この規則に規定する申請書、申告書、通知書その他の書類の様式は、所長が別に定める。

追加〔平成19年規則36号〕

(委任)

第45条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、所長が別に定める。

一部改正〔平成19年規則36号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの規則による改正前の山形市障害者自立支援法の施行に関する規則の規定によりなされた申請、届出、通知その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(地域生活支援給付費の特例)

3 支援給付対象サービス（移動支援事業（所長が別に定めるものを除く。）、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業（所長が別に定める施設で行われるものを除く。）に係るものに限る。）に係る地域生活支援給付費に関する第35条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

一部改正〔平成19年規則36号・21年43号〕

4 第35条第2項及び前項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までに受けた訪問入浴サービス事業に係るサービスに係る地域生活支援給付費の額は、1月につき、当該サービスに通常要する費用につき所長が別に定める基準により算定した1月あたりの費用の額から附則別表に定めるところにより算定した当該サービスの利用者及びその扶養義務者の1月あたりの利用負担額を控除して得た額とする。

附則別表（附則第4項関係）

利用者及びその扶養義務者の利用負担額

税額等による階層区分		上限月額	1回あたりの負担額
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100	50
C 2	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,600	100
D 1	前年分の所得税が課税	円	

	の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	前年分の所得税額の年額区分	0 ～ 30,000	2,200	150
D 2			30,001 ～ 80,000	3,300	200
D 3			80,001 ～ 140,000	4,600	250
D 4			140,001 ～ 280,000	7,200	350
D 5			280,001 ～ 500,000	10,300	500
D 6			500,001 ～ 800,000	13,500	650
D 7			800,001 ～ 1,160,000	17,100	850
D 8			1,160,001 ～ 1,650,000	21,200	1,050
D 9			1,650,001 ～ 2,260,000	25,700	1,250
D 10			2,260,001 ～ 3,000,000	30,600	1,500
D 11			3,000,001 ～ 3,960,000	35,900	1,750
D 12			3,960,001 ～ 5,030,000	41,600	2,000
D 13			5,030,001 ～ 6,270,000	47,800	2,300
D 14			6,270,001円以上	全額	全額

注1 利用者及びその扶養義務者（利用者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（利用者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、1回あたりの負担額の欄に掲げる額とする。ただし、扶養義務者にあつては、当該サービスに要する費用の額から利用者の負担額を控除した額を上限とする。

2 注1の規定にかかわらず、利用者及びその扶養義務者の1月あたりの利用負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額を欄に掲げる額を上限とする。

3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条附則（平成19年4月1日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成20年7月10日規則第40号抄）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則（平成21年8月26日規則第43号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山形市障害者自立支援法の施行に関する規則（以下「新規則」という。）附則第3項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(地域生活支援給付費の内払)

- 2 新規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の山形市障害者自立支援法の施行に関する規則第35条の規定に基づいて支給された地域生活支援給付費は、新規則第35条及び附則第3項の規定による地域生活支援給付費の内払とみなす。

附 則 (平成24年4月1日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において現に残存する改正前の山形市障害者自立支援法の施行に関する規則の規定に基づいて作成された申請書、届出書その他の書類の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成25年4月1日規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「山形市障害程度区分判定審査会」を「山形市障害支援区分判定審査会」に改める部分に限る。)、第2章の章名の改正規定及び第3条第1項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項本文に規定する日(以下「本文施行日」という。)において現に残存するこの規則による改正前の山形市障害者自立支援法の施行に関する規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて作成された申請書、届出書その他の書類の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

- 3 本文施行日前に行われた旧規則第35条第1項に規定する支援給付対象サービスに係る同項の規定による地域生活支援給付費の支給については、なお従前の例による。

- 4 本文施行日において、現に旧規則第33条第1項第4号に規定する移動支援事業(以下「旧移動支援事業」という。)、同条第2項第2号に規定する訪問入浴サービス事業(以下「旧訪問入浴サービス事業」という。)、同項第3号に規定する身体障がい者自立支援事業(以下「旧身体障がい者自立支援事業」という。)、同項第4号に規定する生活支援事業(以下「旧生活支援事業」という。)、同項第5号に規定する日中一時支援事業(以下「旧日中一時支援事業」という。)について旧規則第37条第1項に規定する支援給付支給決定を受けている者は、当該支援給付支給決定の有効期間内に限り、それぞれ、旧移動支援事業に係るものにあつてはこの規則による改正後の山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則(以下「新規則」という。)第33条第1項第7号に規定する移動支援事業について、旧訪問入浴サービス事業に係るものにあつては同条第2項第1号イに規定する訪問入浴サービス事業について、旧身体障がい者自立支援事業に係るものにあつては同号ウに規定する身体障がい者自立支援事業について、旧生活支援事業に係るものにあつてはそのうち山形市福祉事務所長(以下「所長」という。)が別に定めるところにより実施していた生活訓練等事業又は生活介護事業の区分に応じそれぞれ同号エに規定する生活訓練等事業又は同号オに規定する生活介護事業について、旧日中一時支援事業に係るものにあつてはそのうち所長が別に定めるところにより実施していた日中短期入所事業又はタイムケア事業の区分に応じそれぞれ同号キに規定する日中短期入所事業又は同号クに規定するタイムケア事業について新規則第37条第1項に規定する支援給付支給決定を受けている者とみなす。

- 5 この規則の施行に伴い必要となる旧規則第36条第1項の規定による地域生活支援給付事業を行う事業者の登録を受けていた者に係る経過措置は、所長が別に定める。

附 則 (平成26年3月25日規則第11号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に行われたこの規則による改正前の山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則(以下「旧規則」という。)第35条第1項に規定する支援給

付対象サービスに係る同項の規定による地域生活支援給付費の支給については、なお従前の例による。

- 3 施行日において現に旧規則第33条第2項第1号ウに規定する身体障がい者自立支援事業について旧規則第37条第1項に規定する支援給付支給決定を受けている者は、この規則による改正後の山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（以下「新規則」という。）第33条第2項第1号ウに規定する身体障がい者自立支援訓練事業について新規則第37条第1項に規定する支援給付支給決定を受けている者とみなす。
- 4 この規則の施行に伴い必要となる旧規則第36条第1項の規定による地域生活支援給付事業を行う事業者の登録を受けていた者に係る経過措置は、所長が別に定める。

附 則（平成26年9月30日規則第35号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。